

2022年6月7日

＜富山＞「小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定」の締結について

小 矢 部 市
北 陸 電 力 株 式 会 社
北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社

小矢部市（市長 桜井森夫）と北陸電力株式会社（理事高岡支店長 牧野正広）および北陸電力送配電株式会社（執行役員富山支社長 竹内要一）は、本日、「地域連携に関する協定」を締結いたしました。

本協定は、小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互に連携しながら地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 災害・防犯対策に関すること
3. その他、SDGsの普及促進に関すること

今後は、連携事項に基づき、再生可能エネルギーの活用やEV利活用拡大の検討など様々な施策で相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展を目指してまいります。

（別紙1）小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定の締結内容（概要）

（別紙2）小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との地域連携に関する協定書

【お問い合わせ】

小矢部市：総務部総務課 （電話）0766-67-1760

北陸電力：高岡支店総務担当（電話）0766-22-2027

小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社 との地域連携に関する協定の締結内容（概要）

小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「地域連携に関する協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的として、以下 3 点の連携協力事項に取り組んでまいります。

2022年6月7日
小矢部市
北陸電力株式会社
北陸電力送配電株式会社

1. 環境・エネルギーに関すること

■ 脱炭素社会の実現に向けた協力・支援



再生可能エネルギーの導入拡大



電気自動車などエコカーの導入拡大

■ 公共施設等の省エネ化



省エネコンサルの実施

■ 環境美化・環境保全



清掃活動への参加

2. 災害・防犯対策に関すること

■ 災害発生に備えた連携



町内会アプリ「結ネット」でもお知らせ可能

停電状況のお知らせ（スマホアプリの活用拡大）

■ 災害時における連携

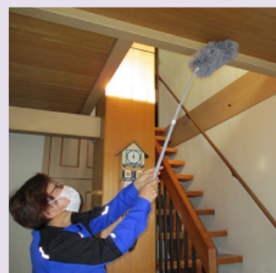


災害時における連携（迅速な復旧作業の実施）

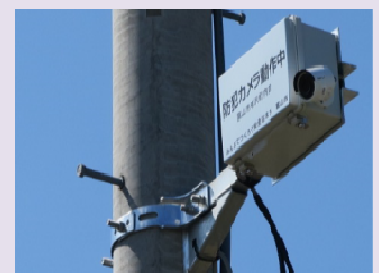
■ 日常生活の安全・安心



子ども110番の車（見守り活動の実施）



空き家あんしんサポートの導入



防犯カメラの設置

3. その他、SDGsの普及促進に関すること

■ 学校教育の充実



学校での出前講座の実施

■ 観光振興



大谷中学校

メルヘン建築など観光施設への誘客協力



稲葉山牧野監視舎



こたえていく。かなえていく。



未来へ、めぐらせる。



小矢部市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との
地域連携に関する協定書

小矢部市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「3者」という。）は、次のとおり地域連携に関する協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、3者が相互の緊密な連携と協定により、地域が抱える課題やニーズに対応し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 3者は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）環境・エネルギーに関すること
- （2）災害・防犯対策に関すること
- （3）その他、SDGsの普及促進に関すること

2 3者は、前号に定める事項を効果的に実施するため、必要の都度、協議を行うものとする。

（確認書の締結）

第3条 本協定各条に定める3者の役割については、必要に応じて別に確認書等に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、3者のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 3者は、本協定または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示または提供等してはならない。

2 3者は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、3者で協議の上、別途定めるものとする。

本協定の締結を相互に証するため、本書3通を作成し、3者がそれぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月7日

甲 富山県小矢部市本町1番1号
小矢部市長 桜井森夫

乙 富山県高岡市広小路7番15号
北陸電力株式会社
理事 高岡支店長 牧野正広

丙 富山県富山市牛島町13番15号
北陸電力送配電株式会社
執行役員 富山支社長 竹内要一